議第159号

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年９月18日

滋賀県知事　三 日 月　大　造

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第18条第１項中「、もしくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第１号に該当して同法第28条第４項の規定により失職し」を削り、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項第２号中「（同法第16条第１号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同項第３号および第４号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものには、前項の規定にかかわらず、期末手当は、支給しない。

(1) 任期が６月に満たない者（病院事業庁長が定める職員を除く。）

(2) 地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる者（以下「第１号会計年度任用職員」という。）（前号に掲げる者を除く。）であって、１週間当たりの勤務時間が病院事業庁長が定める勤務時間未満のもの

第19条第１項中「、もしくは地方公務員法第16条第１号に該当して同法第28条第４項の規定により失職し」を削り、同条第２項中「前条第２項」を「前条第３項」に改める。

第23条第２項第２号中「（同法第16条第１号に該当する場合を除く。）」を削る。

第24条に次の１項を加える。

３　第５条、第７条、第９条、第11条、第17条および第19条から第22条までの規定は会計年度任用職員について、前条の規定は第１号会計年度任用職員については、適用しない。

第25条第１項中「休暇」の右に「（会計年度任用職員にあっては、有給の休暇）」を加える。

第26条の見出し中「臨時または」を削り、同条中「臨時または」を削り、「職員（」の右に「会計年度任用職員および」を加える。

付則に次の１項を加える。

３　会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる者に対する第23条の規定の適用については、当分の間、同条第１項中「職員が勤続期間６箇月以上で退職した場合または勤続期間６箇月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときにその者」とあるのは、「会計年度任用職員のうち地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる者であって、勤務した日が18日以上ある月が引き続いて６月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続いて勤務することとされているもの」とする。

付　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第18条第２項第３号および第４号の改正規定は公布の日から、同条第１項および第２項第２号、第19条第１項ならびに第23条第２項第２号の改正規定は令和元年12月14日から施行する。